

贈与税の配偶者控除の解説のシリーズは今回が最終回です。今回は民法改正によって居住用不動産については持戻し免除の推定規定が設けられたので、民法と相続税法の関連について解説することとします。

## 1. 民法の改正

配偶者保護のための方策として、婚姻期間が20年以上である夫婦の一方配偶者が、他方配偶者に対し、その居住用建物又はその敷地（居住用不動産）を遺贈又は贈与した場合については、民法第903条第3項の持戻しの免除の意思表示があったものと推定し、遺産分割においては、原則として当該居住用不動産の持戻し計算を不要としました（当該居住用不動産の価額を特別受益として扱わずに計算をすることができます。）。

この規定は、令和元年7月1日前にされた遺贈又は贈与については適用しない（附則4条）こととされているため、贈与した日がその日より前の場合には、遺言書などによって持戻し免除の意思表示が必要となります。

### 【設例】

1. 被相続人 夫（令和2年3月死亡）
2. 相続人 妻・長男
3. 相続財産  
その他の財産 4,000万円

なお、妻は夫から、令和元年7月に贈与税の配偶者控除によって、居住用不動産2,000万円の贈与を受けている。

### 4. 遺産分割（法定相続分の割合で遺産分割する）

（単位：万円）

	民法改正前		民法改正後	
	妻	長男	妻	長男
みなし遺産価額	6,000		(注) 4,000	
法定相続分で相続	3,000	3,000	2,000	2,000
特別受益額	△2,000	—	—	—
具体的相続分	1,000	3,000	2,000	2,000
遺留分侵害額の判定	特別受益額を加味した「みなし遺産価額」を基に、法定相続分で相続するため遺留分の侵害はない		特別受益額を加味した「みなし遺産価額」を基に、遺留分の侵害額を判定しても遺留分の侵害はない ※ 長男の遺留分の侵害の判定 (2,000万円+4,000万円)×1/2(総体的遺留分割割合)×1/2(長男の法定相続分)=1,500万円≤2,000万円 ∴遺留分の侵害はない。	

(注) 夫から生前贈与を受けた居住用不動産は、持戻し免除によってみなし遺産価額に含まれない。

以上の設例から、民法改正後は、妻はより多く遺産を相続することができます。

## 2. 贈与税の配偶者控除と民法の相違点

贈与税の配偶者控除においては、配偶者が居住用不動産を取得するための金銭もその控除の対象となりますが、民法における持戻し免除の意思表示の推定規定については、居住用不動産のみが対象とされます。

### ● 贈与税の配偶者控除と民法の相違点

	贈与税の配偶者控除（相法21の6）	民法903条④
婚姻期間	20年以上	20年以上
贈与財産の種類	居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭	居住用不動産
取得原因	贈与	遺贈又は贈与
持戻し免除の取扱い	意思表示が必要	意思表示があったものとする

（文責：山本和義）